

兵庫県公報

平成29年9月26日 火曜日 第2938号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

目次	ページ
告 示	
○平成29年度自衛官候補生採用試験の実施（市町振興課）	1
○県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（農地整備課）	2
○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	3
○同 上（同）	3
○同 上（同）	3
○同 上（同）	3
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	4
○道路の位置指定（建築指導課）	4
公 告	
○土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	4
○同 上（同）	5
○土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	6
○同 上（同）	6
○土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	7
○同 上（同）	8
○大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	9
○大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	10
○同 上（同）	11
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	11
○同 上（同）	11
○同 上（同）	12
○同 上（同）	12
公安委員会告示	
○地域交通安全活動推進委員の委嘱	12
○地域交通安全活動推進委員の解嘱	13
正 誤	
○平成12年3月29日付け兵庫県公報第3号外中	13
○平成12年3月31日付け兵庫県公報第7号外中	13
○平成14年3月29日付け兵庫県公報第14号外中	13

告 示

兵庫県告示第856号

自衛隊法施行令(昭和29年政令第179号)の規定に基づく平成29年度自衛官候補生の採用試験期日、受付期間、試験会場、合格発表及び採用時期を次のとおり告示する。

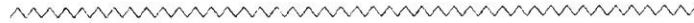
平成29年9月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験期日等

区分	試験期日	受付期間	試験会場	合格発表	採用時期

- 1 作業種類
公共測量（4級基準点測量及び出来形確認測量）
- 2 作業期間
平成29年9月13日から平成30年3月30日まで
- 3 作業地域
姫路市大津区天満菅原地内



兵庫県告示第862号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年9月26日から供用を開始する。

その関係図面は、平成29年9月26日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年9月26日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 明石高砂線	加古郡播磨町本荘1丁目203番1から 同郡同町本荘2丁目203番2まで	旧	8.0から 10.0まで	92.0	
		新	10.0から 15.0まで	92.0	



兵庫県告示第863号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成29年9月26日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H28淡路位置 0008号	29.9.13	南あわじ市八木鳥井字鳥井441番の一部、 459番9、459番12	4.10	24.91

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年9月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
三条北(2) I (107000028)	芦屋市三条町 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊
山芦屋(2) I (107000029)	芦屋市山芦屋町 (別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1及び別図2は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成29年10月4日(水)から同月18日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所及び芦屋市都市建設部防災安全課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課
〒662-0854 西宮市櫛塚町2-28

(3) 提出期限

平成29年10月18日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年12月15日(金)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年9月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
脇本(2) II (119000023)	小野市脇本町 (別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成29年10月4日(水)から同月18日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所及び小野市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所河川砂防課

〒673-1431 加東市社字西柿1075-2

- (3) 提出期限
平成29年10月18日（水）まで（当日消印有効）
- (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年12月15日（金）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

~~~~~

#### 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成19年兵庫県告示第957号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年9月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 改正しようとする区域の案  
奥池南(2) I (107000010) の項中別図10、奥池南(3) I (107000011) の項中別図11、山芦屋 I (107000015) の項中別図15、三条北 I (107000017) の項中別図17を次の図面のとおり改める。  
（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）
- 2 改正の案の閲覧期間  
平成29年10月4日（水）から同月18日（水）まで
- 3 改正の案の閲覧場所  
兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所及び芦屋市都市建設部防災安全課
- 4 意見書に関する事項
  - (1) 様式  
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
  - (2) 提出先  
兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課  
〒662-0854 西宮市榎塚町2-28
  - (3) 提出期限  
平成29年10月18日（水）まで（当日消印有効）
  - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表  
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年12月15日（金）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

~~~~~

土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成22年兵庫県告示第395号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年9月26日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 改正しようとする区域の案
日吉(1) I (119000001) の項中別図1を次の図面のとおり改める。
（「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）
- 2 改正の案の閲覧期間
平成29年10月4日（水）から同月18日（水）まで
- 3 改正の案の閲覧場所
兵庫県北播磨県民局加東土木事務所及び小野市役所
- 4 意見書に関する事項

- (1) 様式
土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式
- (2) 提出先
兵庫県北播磨県民局加東土木事務所河川砂防課
〒673-1431 加東市社字西柿1075-2
- (3) 提出期限
平成29年10月18日（水）まで（当日消印有効）
- (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年12月15日（金）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。

~~~~~

**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年9月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                     | 指 定 の 区 域        | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|-------------------------|------------------|---------------------|-------------------------------|
| 奥池(1) I<br>(107000001)  | 芦屋市奥池町（別図1のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 奥池(2) I<br>(107000002)  | 芦屋市奥池町（別図2のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |
| 奥池(3) I<br>(107000003)  | 芦屋市奥池町（別図3のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図3のとおり                       |
| 奥池(1) II<br>(107000004) | 芦屋市奥池町（別図4のとおり）  | 急傾斜地の崩壊             | 別図4のとおり                       |
| 奥池南(1) I<br>(107000007) | 芦屋市奥池南町（別図5のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図5のとおり                       |
| 奥池南(2) I<br>(107000010) | 芦屋市奥池南町（別図6のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図6のとおり                       |
| 奥池南(3) I<br>(107000011) | 芦屋市奥池南町（別図7のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図7のとおり                       |
| 奥山 I<br>(107000012)     | 芦屋市奥山（別図8のとおり）   | 急傾斜地の崩壊             | 別図8のとおり                       |
| 山芦屋 I<br>(107000015)    | 芦屋市山芦屋町（別図9のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図9のとおり                       |
| 三条北 I<br>(107000017)    | 芦屋市三条町（別図10のとおり） | 急傾斜地の崩壊             | 別図10のとおり                      |

|                         |                    |         |          |
|-------------------------|--------------------|---------|----------|
| 山手(2) I<br>(107000019)  | 芦屋市山手町(別図11のとおり)   | 急傾斜地の崩壊 | 別図11のとおり |
| 六麓荘 I<br>(107000023)    | 芦屋市六麓荘町(別図12のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図12のとおり |
| 劔谷(1) I<br>(107000024)  | 芦屋市劔谷(別図13のとおり)    | 急傾斜地の崩壊 | 別図13のとおり |
| 朝日ヶ丘 I<br>(107000026)   | 芦屋市朝日ヶ丘町(別図14のとおり) | 急傾斜地の崩壊 | 別図14のとおり |
| 山芦屋(2) I<br>(107000029) | 芦屋市山芦屋町(別図15のとおり)  | 急傾斜地の崩壊 | 別図15のとおり |

(別図 1 から別図15までは省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

平成29年10月4日(水)から同月18日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所及び芦屋市都市建設部防災安全課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所河川砂防課

〒662-0854 西宮市櫛塚町2-28

(3) 提出期限

平成29年10月18日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年12月15日(金)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

平成29年9月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

| 名 称                    | 指 定 の 区 域           | 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 | 自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 |
|------------------------|---------------------|---------------------|-------------------------------|
| 日吉(1) I<br>(119000001) | 小野市日吉町・長尾町(別図1のとおり) | 急傾斜地の崩壊             | 別図1のとおり                       |
| 栄 I<br>(119000007)     | 小野市栄町(別図2のとおり)      | 急傾斜地の崩壊             | 別図2のとおり                       |

|                       |                     |         |         |
|-----------------------|---------------------|---------|---------|
| 栄Ⅱ<br>(119000009)     | 小野市栄町（別図3のとおり）      | 急傾斜地の崩壊 | 別図3のとおり |
| 脇本Ⅱ<br>(119000010)    | 小野市脇本町（別図4のとおり）     | 急傾斜地の崩壊 | 別図4のとおり |
| 長尾Ⅲ<br>(119000018)    | 小野市長尾町・天神町（別図5のとおり） | 急傾斜地の崩壊 | 別図5のとおり |
| 脇本(2)Ⅱ<br>(119000023) | 小野市脇本町（別図6のとおり）     | 急傾斜地の崩壊 | 別図6のとおり |

（別図1から別図6までは省略し、これらの図面は3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

2 指定の案の閲覧期間

平成29年10月4日（水）から同月18日（水）まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所及び小野市役所

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県北播磨県民局加東土木事務所河川砂防課  
〒673-1431 加東市社字西柿1075-2

(3) 提出期限

平成29年10月18日（水）まで（当日消印有効）

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、平成29年12月15日（金）までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページへ掲載し、公表する。



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成29年9月26日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンモール猪名川  
所在地 川辺郡猪名川町白金二丁目1番

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 三井住友信託銀行株式会社  
住所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
代表者の氏名 橋本 勝

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(i) 変更前

|             |                 |        |
|-------------|-----------------|--------|
| 名称          | 住所              | 代表者の氏名 |
| イオンリテール株式会社 | 千葉県美浜区中瀬一丁目5番地1 | 梅本和典   |